令和８年（フ）第２８７号
熊本県宇城市不知火町御領56番地１　グランディールハイム207
債務者　宝来　朱莉
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１８号
広島市安佐南区緑井６丁目10番６―201号
債務者　福井　弘之
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４５号
広島市南区宇品神田５丁目17番４―102号
債務者　白川　悠之
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０８号
広島県安芸郡海田町成本15番14―10―102号
債務者　江原　彩香
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市三春町４丁目15番地　サンハイツ堀の内１―705、前住所神奈川県横浜市鶴見区北寺尾６丁目６番Ｂ―608号
債務者　和田奈々香
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２９号
兵庫県洲本市上物部457番地15　パークハイム上物部201号
債務者　田中　　宏
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第２０８号
青森市大字三内字稲元109番地26
債務者　後藤さくら
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
青森市大字雲谷字山吹79番地６　ヒルズいとうＡ101
債務者　進藤美津子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８２号
青森県弘前市大字城東中央二丁目４番地５　ＢＥＴＴＥＲ　Ｒ　城東402号、旧住所青森県弘前市大字稲田二丁目12番地52
債務者　安部　美咲（旧姓花田）
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第７６１号
神奈川県平塚市真田４丁目34番６号（前住所）
債務者　佐藤　香織（旧姓庄ノ）
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９１号
神奈川県平塚市出縄303番地の２　ハイツ須藤１―202号、申立時の住所神奈川県平塚市万田２丁目46番19号
債務者　齋藤リュウガ
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３３号
神奈川県秦野市千村３丁目21番８号
債務者　小原　晴江
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０２号
神奈川県小田原市多古401番地
債務者　勝俣　　茂
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０６号
神奈川県秦野市堀山下483番地の１　ファーストテラス秦野　409号
債務者　岩崎　友子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２３号
神奈川県平塚市馬入本町12番30号　馬入本町2011アパートＢ202
債務者　鎌田　正宏
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1782番地５　ビュー真鶴101
債務者　田中　尚子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第４３号
山口県周南市若草町１番６号　橋本アパート101号
債務者　村上　泰則
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部